



老齢基礎年金は本来65歳から受給ですが、受給開始年齢を繰上したり、繰下したりして受給できると聞きました。そして、令和4年4月からいままで繰下は70歳まででしたが、75歳繰下できるよう改正されました。このように繰上、繰下すると老齢基礎年金の年金額はどのようなのでしょうか？



例えば、本来の65歳受給開始から60歳に繰上すると老齢基礎年金の年金額は減ります。同じように70歳に繰下すると老齢基礎年金の年金額は増えます。毎年物価上昇率で変わる年金額ですが、減額、増額した年金額は開始年齢の年金額で終生変わらないです。



繰上、繰下の受給開始年齢別の減額率、増額率はどのくらいでしょうか？



繰上・繰下による減額率・増額率					
令和4年老齢基礎年金額: 777,800円					
請求時の年齢	減額率	請求時の年齢	増額率	請求時の年齢	増額率
60歳	24.0%	66歳	8.4%	71歳	50.4%
61歳	19.2%	67歳	16.8%	72歳	58.8%
62歳	14.4%	68歳	25.2%	73歳	67.2%
63歳	9.6%	69歳	33.6%	74歳	75.6%
64歳	4.8%	70歳	42.0%	75歳	84.0%

※1ヵ月単位で繰上・繰下ができます。
 ※減額率=0.4%×繰上請求月から65歳到達月の前月までの月数
 ※増額率=0.7%×受給権を得た月から繰下申出月の前月までの月数

例えば60歳から繰上受給すると減額率は24%です。

令和4年の老齢基礎年金額は777,800円ですから減額率24%になります。

60歳受給額=777,800円-(777,800円×24%)=591,100円(下二桁四捨五入)になります。

2 年金開始年齢の 繰上、繰下

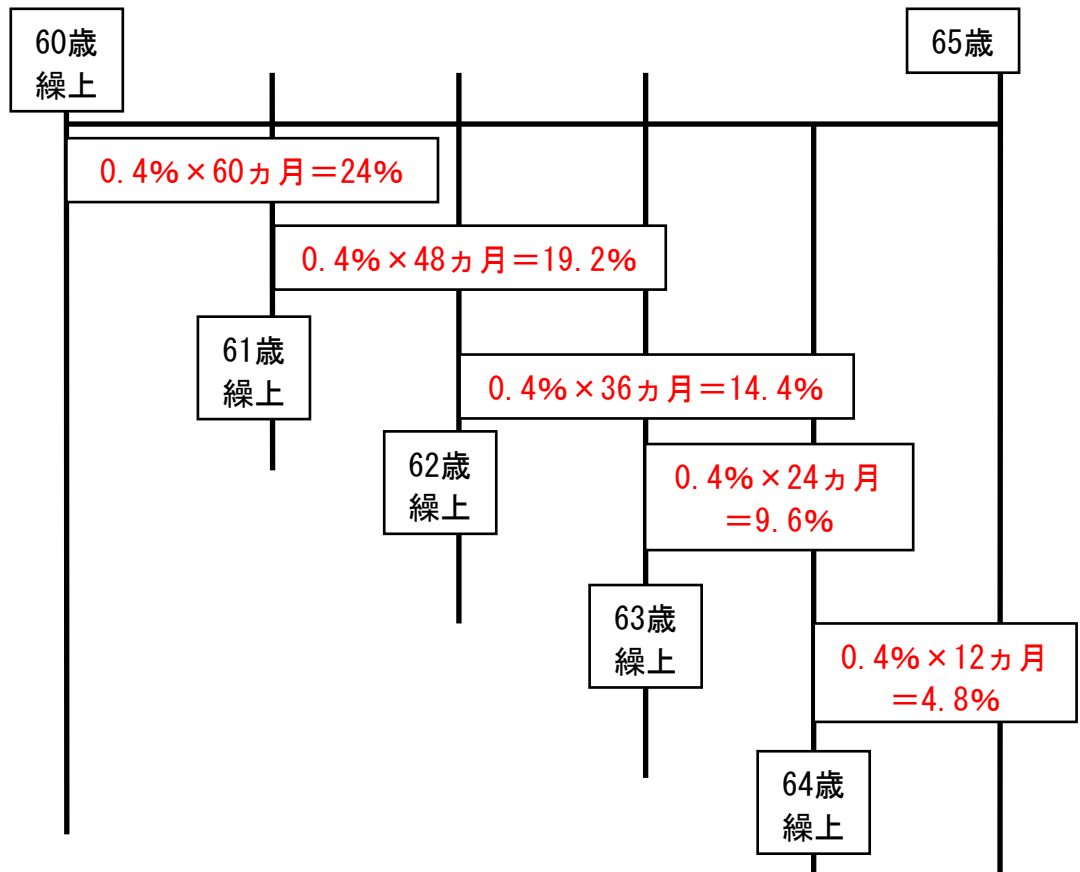


繰上、繰下は年齢、月数で開始することができるのですが、具体的な繰上、繰下の年金額の計算方法を教えてください。



1ヵ月繰上げるごとに0.4%減ります。計算式は以下の通りです。

繰上計算式 = 老齢基礎年金額 - (老齢基礎年金額 × 0.4% × 繰上月数)





計算式による60歳から64歳の繰上年齢別の年金額を教えてください。



以下の金額になります。

繰上した場合の老齢基礎年金額	
年齢	繰上計算式 = 老齢基礎年金額 - (老齢基礎年金額 × 0.4% × 月数)
60歳	777,800円 - (777,800円 × 0.4% × 60ヵ月) = 591,100
61歳	777,800円 - (777,800円 × 0.4% × 48ヵ月) = 628,500
62歳	777,800円 - (777,800円 × 0.4% × 36ヵ月) = 665,800
63歳	777,800円 - (777,800円 × 0.4% × 24ヵ月) = 703,100
64歳	777,800円 - (777,800円 × 0.4% × 12ヵ月) = 740,500
65歳	令和4年老齢基礎年金額: 777,800円

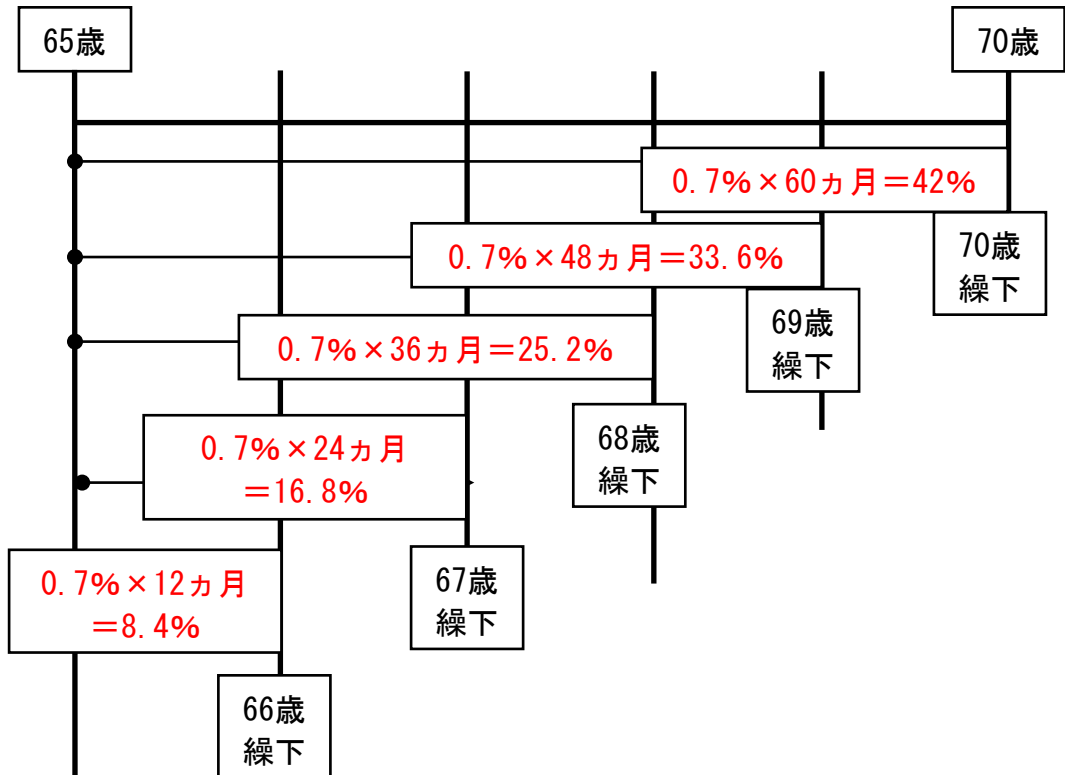


66歳から70歳の繰下年齢別の年金額を教えてください。



1ヵ月繰下げると0.7%増えます。計算式は以下の通りです。

繰下計算式 = 老齢基礎年金額 + (老齢基礎年金額 × 0.7% × 繰下月数)



繰下した場合の老齢基礎年金額

年齢	繰下計算式 = 老齢基礎年金額 + (老齢基礎年金額 × 0.7% × 月数)
65歳	令和4年老齢基礎年金額: 777,800円
66歳	777,800円 + (777,800円 × 0.7% × 12ヵ月) = 843,100
67歳	777,800円 + (777,800円 × 0.7% × 24ヵ月) = 908,500
68歳	777,800円 + (777,800円 × 0.7% × 36ヵ月) = 973,800
69歳	777,800円 + (777,800円 × 0.7% × 48ヵ月) = 1,039,100
70歳	777,800円 + (777,800円 × 0.7% × 60ヵ月) = 1,104,500

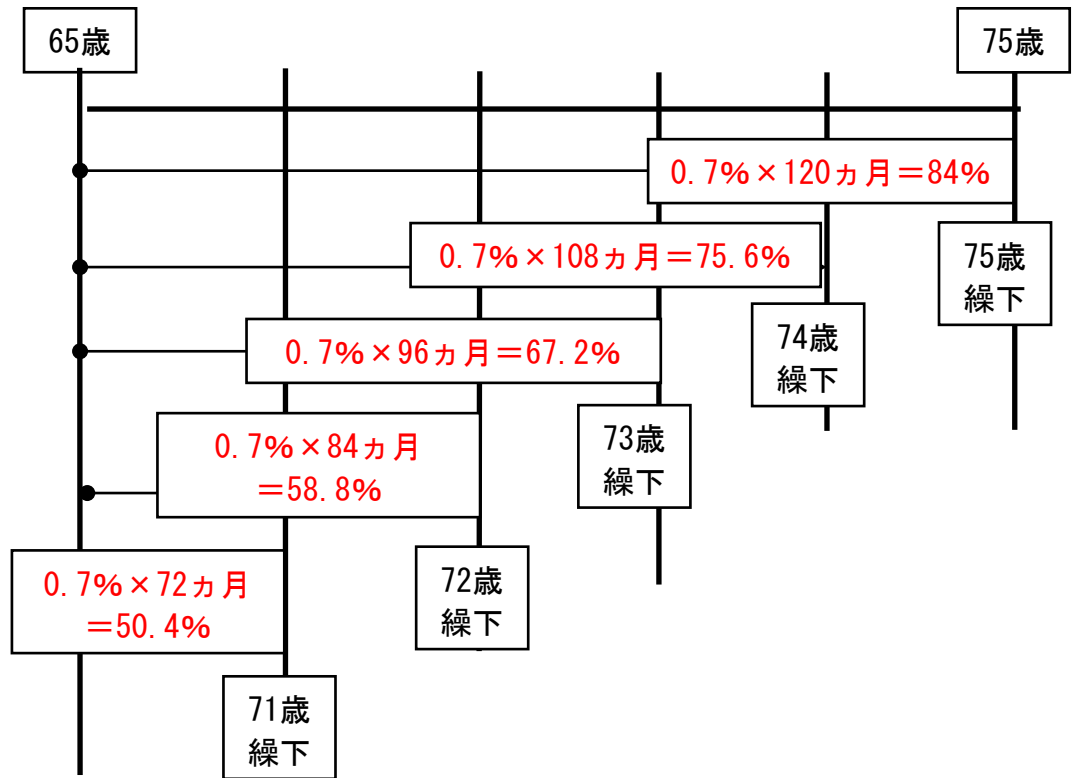


令和4年4月から新たに加わった71歳から75歳の繰下年齢別の年金額を教えてください。



1ヵ月繰下げるごとに0.7%増えます。計算式は以下の通りです。

繰下計算式 = 老齢基礎年金額 + (老齢基礎年金額 × 0.7% × 繰下月数)



繰下した場合の老齢基礎年金額

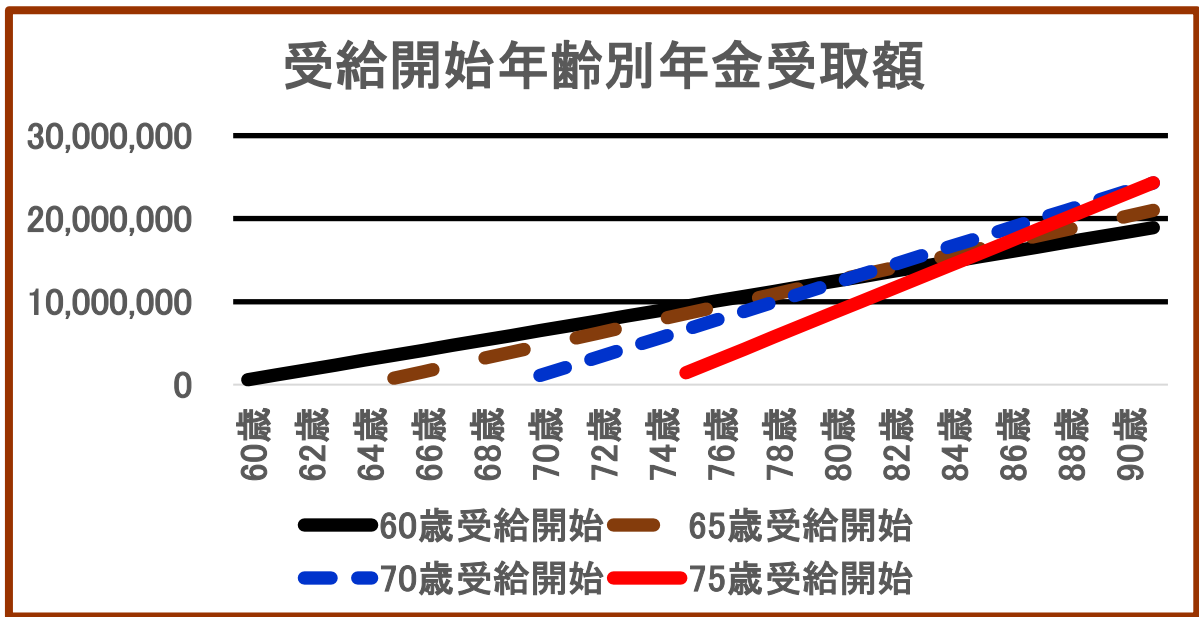
年齢	繰下計算式 = 老齢基礎年金額 + (老齢基礎年金額 × 0.7% × 月数)
65歳	令和4年老齢基礎年金額: 777,800円
71歳	777,800円 + (777,800円 × 0.7% × 72ヵ月) = 1,169,800
72歳	777,800円 + (777,800円 × 0.7% × 84ヵ月) = 1,235,100
73歳	777,800円 + (777,800円 × 0.7% × 96ヵ月) = 1,300,500
74歳	777,800円 + (777,800円 × 0.7% × 108ヵ月) = 1,365,800
75歳	777,800円 + (777,800円 × 0.7% × 120ヵ月) = 1,431,200



60歳繰上、65歳受給、70歳繰下、75歳繰下した場合の受給額比較を教えてください。



老齢基礎年金の受給者が死亡した場合に遺族基礎年金を受給できる要件は18歳未満の子供がいることです。その条件を満たしてない場合は遺族基礎年金を受給できません。そのことを考慮して60歳繰上、65歳受給、70歳繰下、75歳繰下するのか判断しましょう。ちなみに開始年齢60歳、65歳、70歳、75歳の受給額比較をグラフにしました。



受給開始年齢	60歳	65歳	70歳	75歳	79歳	80歳	81歳	91歳
60歳受給開始	591,100	3,546,600	6,502,100	9,457,600	11,822,000	12,413,100	13,004,200	18,915,200
65歳受給開始		777,800	4,666,800	8,555,800	11,667,000	12,444,800	13,222,600	21,000,600
70歳受給開始			1,104,500	6,627,000	11,045,000	12,149,500	13,254,000	24,299,000
75歳受給開始				1,431,200	7,156,000	8,587,200	10,018,400	24,330,400

60歳受給開始者は65歳受給開始者に80歳で抜かれます。65歳受給者は70歳受給者に81歳で抜かれます。75歳受給者は91歳で70歳受給者を抜きます。さて、死んだら遺族基礎年金はなし。悩むところですね。